

沖縄県北部医療組合職員等の旅費に関する条例施行規則

令和5年4月1日規則第3号

沖縄県北部医療組合職員等の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県北部医療組合職員等の旅費に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県北部医療組合職員等の旅費に関する条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の旅費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令の変更等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
 - (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
 - (3) 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額
- (旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失したとき以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用分に相当する金額）を差し

引いた額

2 条例第3条第7項の規定による「その他規則で定める事情」とは、宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない理由による事情をいう。

(旅行命令簿等の提示)

第4条 条例第4条で規定する旅行命令権者は、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発し、又は変更（取消しを含む。以下同じ。）する場合（同条第5項に該当する場合を除く。）には、同条第4項に規定する旅行命令簿等（以下「旅行命令簿等」という。）に必要な事項を記載して、当該旅行命令簿等を旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提示しなければならない。

(旅行命令簿等の記載事項及び様式)

第5条 条例第4条第6項に規定する旅行命令簿等の記載事項及び様式は、第1号様式による。ただし、第1号様式により難いときは、この限りでない。

(路程の計算)

第6条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 管理者が別に定める路程

2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。

3 第1項第3号の規定により陸路の路程を計算する場合には、各市町村（都については、各特別区）内における鉄道駅、飛行場その他当該陸路の計算について信頼するに足るものを起点とする。

4 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前3項の規定に準じて行うものとする。

(旅行命令等の変更の申請)

第7条 旅行者が、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(旅費請求書の種類、記載事項及び様式)

第8条 条例第13条第1項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は、次の各号に掲げるところによる。ただし、当該様式により難いときは、この限りでない。

- (1) 次号から第5号までに掲げる旅費以外を請求する場合には、第2号様式による旅費請求書。ただし、条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費及び条例第23条に規定する扶養親族移転料を請求する場合には、第3号様式による旅費請求書
- (2) 条例第34条に規定する旅行手当を請求する場合には、第4号様式による旅費請求書
- (3) 条例第26条に規定する旅費又は条例第33条に規定する死亡手当を請求する場合には、第5号様式による旅費請求書
- (4) 条例第3条第6項に規定する旅費を請求する場合には、第6号様式による旅費請求書
- (5) 条例第3条第7項に規定する旅費を請求する場合には、第7号様式による旅費請求書

2 条例第13条第1項に規定する旅費請求書に添付すべき書類は、別表第1に掲げる書類とする。

(旅費の請求手続)

第9条 条例第13条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間とする。

2 条例第13条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。

(自家用自動車の車賃)

第10条 条例第18条第2項に規定する自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。

2 前項に規定する車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、条例第12条の規定により、区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(内国旅行における甲地方等の範囲)

第11条 条例第19条第2項に規定する甲地方は、別表第2に掲げる地域とする。

2 条例第19条第2項に規定する乙地方は、前項に規定する地域以外の地域とする。

(旅行雑費)

第12条 条例第20条の2第2項に規定する規則で定める旅行は、次に掲げる旅行とする。

- (1) 通算した路程が50キロメートル以上となる県内旅行及び水路による県内旅行
- (2) 同一地域内における旅行について公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が条例第20条の2第1項の規定による旅行雑費の額（以下この条において「規定の額」という。）を超える旅行
- (3) 公務上の必要により駐車場料金を必要とした旅行

2 条例第20条の2第2項に規定する規則で定める額は、前項第1号の旅行にあつては規定の額に300円を加算した額（以下この項において「前項第1号の額」という。）、同項第2号の旅行にあつては規定の額にその超える部分の額（同項第1号の旅行にあつては、前項第1号の額を超える部分の額）を加算した額、同項第3号の旅行にあつては規定の額に旅行者が現に支払った駐車場料金の額に相当する額又は1,000円に駐車場の使用日数を乗じて得た額のいずれか低い額を加算した額とする。

(委任)

第13条 電子計算機による旅費支給事務でこの規則により難しいものについては、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行される。

別表第1（第8条関係）

区分		添付すべき書類
第8条第1項第1号に規定する旅費請求書に添付すべき書類	1 条例第28条第1号、第2号若しくは第3号に規定する運賃、条例第29条第1号若しくは第2号に規定する運賃又は条例第30条第1項第1号、第2号若しくは第3号に規定する運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類
	2 条例第16条第1項第4号に規定する寝台料金、条例第28条第4号に規定する運賃若しくは同条第5号に規定する急行料金若しくは寝台料金又は条例第29条第3号に規定する運賃若しくは同条第4号に規定する寝台料金	公務上の必要を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
	3 条例第17条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る書類
	4 条例第18条第1項に規定する車賃（運賃表等により、その額が一般的に周知されているものを除く。）	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
	5 条例第30条第2項に規定する車賃	その支払を証明するに足る書類
	6 条例第20条の2第2項に規定する旅行雑費（第12条第1号に規定する旅行雑費及び同条第2号に規定する旅行雑費のうち運賃表等により、その額が一般的に周知されているものを除く。）	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
	7 条例第21条に規定する移転料	職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する書類の外、条例第21条第3項の規定に該当する場合にはその期間延長の許可書

	8 条例第32条に規定する旅費	その支払を証明するに足る書類
	9 条例第23条に規定する扶養親族移転料	扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する書類
	10 条例第25条又は条例第35条に規定する旅費	旅行中に退職等となったこと、退職等の事由、退職等を知った日にいた地及び所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
	11 条例第26条第3項に規定する旅費	職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する書類
	12 条例第37条に規定する旅費	条例の規定に該当することを証明する書類
	13 外国旅行の旅費	前各号に掲げるものの外、毎日の行程、宿泊地名及び宿泊施設名、搭乗した列車、船舶又は航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載した旅行日記
第8条第1項第2号に規定する旅費請求書に添付すべき書類		条例第34条の規定による協議書の写し
第8条第1項第3号に規定する旅費請求書に添付すべき書類		職員又は配偶者の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する書類
第8条第1項第4号に規定する旅費請求書に添付すべき書類		損失額、旅行命令等の取消又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する書類
第8条第1項第5号に規定する旅費請求書に添付すべき書類		交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により旅費額を損失したこと及び喪失額を証明する書類

別表第2（第11条関係）

都道府県	地域
埼玉県	さいたま市

千葉県	千葉市
東京都	特別区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小金井市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市
神奈川県	横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市 三浦郡葉山町
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 和泉市 箕面市 高石市 東大阪市
兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市
福岡県	福岡市

備考 この表の地域の欄に掲げる地域は、平成15年12月1日に当該地域の名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって画された地域を示し、その日後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

第1号様式（第5条関係）

旅行命令（依頼）簿

年 度		所 属 又は住所	
氏 名		職又は	
コ ー ド	：：：：：：：：：：：：：：：	職 業	
発令年月日 年 月 日	旅行命令番号（内訳）	年 月 日 概算払 円	年 月 日 精算払 円
命令権者	旅行者	支払担当	精算確認
資金前渡	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資金前渡職員	
旅行期間	自 年 月 日 至 年 月 日	日 間	旅 行 区 分 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 費用弁償 <input type="checkbox"/> 赴任 <input type="checkbox"/> 外国
出発地			
用務地	用 務 地 名 称	交 通 機 関	宿泊数（区分）
1		<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> （ ）	泊（ ）
2		<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> （ ）	泊（ ）
3		<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> （ ）	泊（ ）
4		<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> （ ）	泊（ ）
5		<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> （ ）	泊（ ）
6		<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> （ ）	泊（ ）
7		<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> （ ）	泊（ ）
特別承認	<input type="checkbox"/> タクシー利用 <input type="checkbox"/> 有料駐車場利用（ ）日 ※理由を備考に記載すること。		
用務内容			
備 考			略 科 目 ：：： 事 項 事 業 節 細 節 ：：：：：：：

備考

- 1 本様式は、使途に従い不用の文字をまつ消して使用すること。
- 2 旅行命令等を変更する場合には、朱書すること。

第2号様式（第8条関係）（甲）

旅 費 概 算 請 求 書

支払担当者等		請求者		所属課室（又は所属団体）				職（又は職業）				氏 名		旅行命令権者印									
殿												④											
概 算 額		精 算 額				追 給 額				返 納 額													
円		円				円				円													
年 月 日	出 発 地	経 路	到 着 地	宿 泊 地	鉄 道 賃 金				船 賃				航空 賃		車 賃		日当又は 旅行雑費 日数定額	宿泊料		食卓料			
					路 程	運賃	急行 料金	その他	計	路 程	運賃	寝台料 その他	計	賃	定 額	実費額		夜数	定額	夜数	定額		
					キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	円	日	円	夜	円	夜	円
合 計														キロメートル									
タ ク シ ー 代									円	上記のとおり旅費を請求します。										備 考			
有 料 駐 車 場 代									円	上記の金額を領収しました。													
条例第34条の旅費									円	年 月 日 氏 名 ④													

備考 本様式は、用途に従い不用の文字をまつ消して使用すること。

(乙)

年月 日	出発 地	経路	到着 地	宿泊 地	鉄 道 賃				船 賃				航空 賃	車 賃		日当又は 旅行雑費		宿泊料		食卓料			
					路 程	運賃	急行 料金	その他	計	路 程	運賃	寝台料 その他		計	定 額	実費額	日 数	定 額	夜 数	定 額	夜 数	定 額	
					キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	日	円	夜	円	夜	円	
合 計															キロメートル								
															円								

備考 本様式は、使途に従い不用の文字をまつ消して使用すること。

第3号様式（第8条関係）（甲）

旅 費 概 算 請 求 書

支払担当者等		殿 請求者		所 属 課 室				職				氏 名		旅行命令権者印											
概 算 額		精 算 額		追 給 額				返 納 額				④													
円		円		円				円																	
年月 日	出発 地	経路	到着 地	宿泊 地	鉄 道 貨 物				船 貨 物				航空 貨 物		車 貨 物		日当又は 旅行雑費		宿泊料		食卓料				
					路 程	運賃	急行 料金	その他	計	路 程	運賃	寝台料 その他	計	航空 賃	定 額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額			
					キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	円	日	円	夜	円	夜	円		
合 計																キロメートル	円								
移転料		路 程	定 額	概支給額	差 引 額	着後 手当	旅行雑費	宿 泊 料	計	タクシー代	有料駐 車場代	係例第36条の 旅費													
		キロメートル	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
扶 養 親 族 料	区 分		人 員	鉄 道 貨 物	船 貨 物	航空貨	車 貨 物	日 当	旅行雑費	宿泊料	食卓料	着後手当													
	12 歳 以 上		人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												
	6 歳 以 上 12 歳 未 満																								
	6 歳 未 満																								
計																									
上記のとおり旅費を請求します。										年	月	日													
上記の金額を領収しました。										年	月	日	備考												
										氏名	④														

- 備考 1 本様式は、使途に従い不用の文字をまつ消して使用すること。
 2 扶養親族移転料だけを請求する場合には、本人分の旅費を朱書すること。

(乙)

年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃				航空賃	車 賃		日当又は旅行雑費		宿泊料		食卓料				
					路 程	運賃	急行料金	その他	計	路 程	運賃	寝台料金		その他	計	定 額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額	
					キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	日	円	夜	円	夜	円		
合 計															キロメートル									
															円									

備考 本様式は、使途に従い不用の文字をまつ消して使用すること。

第4号様式（第8条関係）

旅 費 概 算 請 求 書

支払担当者等		殿	旅行命令権者印
請求者	所属課室		
	職		
	氏名	㊟	
請求額		円	
算 出 根 拠	区分	摘 要	金額
	鉄道賃		円
	船賃		円
	航空賃		円
	車賃		円
	日当		円
	宿泊料		円
	食卓料		円
	その他		円
計		円	
上記のとおり旅費を請求します。		年 月 日	備考
上記の金額を領収しました。		年 月 日	
		氏名	㊟

備考 本様式は、使途に従い不用の文字をまつ消して使用すること。

第5号様式（第8条関係）

旅 費 請 求 書

支払担当者等		旅行命令 権者印		算出根拠	
請 求 者	住 所 (又は所属部局課)				
	職 業 (又は職)				
	死亡者との続柄				
	氏 名	Ⓢ			
請 求 額		円			
死 亡 者	所 属 部 局 課				
	職				
	氏 名				
	請求者との続柄				
上記のとおり旅費を請求します。		年	月	日	備考
上記の金額を領収しました。		年	月	日	
		氏名		Ⓢ	

備考 本様式は、使途に従い不用の文字をまつ消して使用すること。

第6号様式（第8条関係）

旅 費 請 求 書

支払担当者等		旅行命令 殿 権 者 印		請求事由	
請 求 者	所 属 課 室 (又 は 住 所)				
	職 (又 は 職 業)				
	職員との続柄				
	氏 名	⑩			
請 求 額		円			
算 出 根 拠	区 分	本 人 分	扶 養 親 族 分	計	内 訳
	鉄 道 賃	円	円	円	
	船 賃				
	航 空 賃				
	車 賃				
	移 転 料				
	そ の 他				
	計				
上記のとおり旅費を請求します。		年	月	日	備考
上記の金額を領収しました。		年	月	日	
氏名				⑩	

備考 本様式は、使途に従い不用の文字をまつ消して使用すること。

第7号様式（第8条関係）

旅 費 請 求 書

支払担当者等		請求者	所属課室		職	氏 名		旅行命令権者印																		
殿								㊟																		
請求額		円		算出根拠		喪失以後の旅行に必要な旅費額	喪失を免れた旅費額	差引額	喪失事由																	
						円	円	円																		
喪失以後の旅行に必要な旅費	年月	出発	到着	宿泊	鉄 道 賃		船 賃		航空 車 賃		日当又は	宿泊料	食卓料													
	日	日	経路	地	地	路 程	運賃	急行料	計	路 程	運賃	寝台料	計	航空	車	賃	日当又は	旅行雑費	夜数	定額	夜数	定額				
						キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	合 計												キロメートル													
												円														
上記のとおり旅費を請求します。						年 月 日		年 月 日		備考																
上記の金額を領収しました。						氏名		㊟																		